

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第33号

亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則等の一部を改正する規則

(亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則の一部改正)

第1条 亀山市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める規則（平成27年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表（第3条関係） [備考以外の部分 略] 備考 [1 略] 2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものと	別表（第3条関係） [備考以外の部分 略] 備考 [1 略] 2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。 <u>当該所得割は、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。</u> ）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の

<p>する。</p>	<p>4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

（亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="252 981 821 1041"> <tr> <td>[備考以外の部分 略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[1 略]</p> <p>2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。</p>	[備考以外の部分 略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="858 981 1420 1041"> <tr> <td>[備考以外の部分 略]</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>[1 略]</p> <p>2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。<u>当該所得割は、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。</u>）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合に</p>	[備考以外の部分 略]
[備考以外の部分 略]			
[備考以外の部分 略]			

	はその額を控除するものとする。
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

(亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則の一部改正)

第3条 亀山市立認定こども園利用者負担額等に関する規則（平成28年亀山市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
[備考以外の部分 略]	[備考以外の部分 略]
備考	備考
[1 略]	[1 略]
2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。	2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。 <u>当該所得割は、同項第8号に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。</u> ）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次項において「法」という。）第20条第1項の認定を受けている子どもについては、令和8年8月31日（当該子どもがこの規則の施行の際現に満3歳に到達していない場合は、満3歳に到達した日の属する年度の翌年度の8月31日）までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項の子どもと施行日以後に法第20条第1項の認定を受ける子どもが同一の世帯に属する場合の当該世帯の子どもについては、当該世帯の子どものいずれかが前項の適用を受ける間は、なお従前の例による。